

行政サービスが広がります

パスポートの申請は津久見市役所で!!

旅券窓口開始日 平成21年1月5日(月)

※ただし、12月29日(月)以前に県の窓口で申請した旅券の受取りは、県の窓口となります。

これまで、大分県中部振興局臼杵事務所において取り扱っていましたが旅券(パスポート)の発給事務について、平成21年1月5日より津久見市役所で行うようになりました。(大分県から津久見市へ権限委譲)

津久見市では、市民生活課の窓口で申請受付および交付の事務を行います。

旅行窓口	受付時間	取扱事務
市民生活課	月曜日～金曜日 8:30～17:00 ※土・日・祝日および年末年始は除く。	・旅行券の新規・切替受付 ・居所申請 ・紛失届 ・訂正申請 ・増補申請

◆申請のできる方

1. 津久見市に住民登録のある方。
2. 県外に住民登録のある方で、津久見市にお住まいの方。
住民登録地の住民票および現在お住まいの住所が分かる物(会社等の身分証明書、学生証、郵便物等)をお持ちください。

◆申請方法

申請窓口にある「一般旅券発給申請書」に必要事項を記入し、市民生活課に提出してください。その際、下記の物が必要になります。

- 戸籍謄本または抄本(1通) ○パスポート用写真(1枚) ○前回発給を受けた旅券
- 本人が確認できるもの(運転免許証等) ○郵便はがき(1枚)(住民票どおりの住所を記載したもの)

◆旅券の交付(受取)

必ず本人が市民生活課窓口にお越しください。乳幼児についても窓口に来ていただかないとお渡しすることができませんので、ご注意ください。受取りには、収入印紙、大分県収入証紙のほか、引換書、はがきが必要です。

また、受取りに来られなかった場合、発行の日から6カ月を過ぎるとその旅券は失効になります。失効になった場合、次の申請時に誓約書等の提出が必要になります。

◆所用日数

旅券の受取りが可能になるのは、申請を受け付けた日から、最短でも11日間かかります。旅行に間に合わない等の理由でも受け渡しを早めることはできませんので、土・日曜日等の休日 considering、余裕をもって申請してください。

◆旅券発行手数料(新規・切替)

旅券の受取時に「収入印紙」と「大分県収入証紙」が必要です。金額は5年旅券、10年旅券で異なります。

種別	10年旅券 (20歳以上)	5年旅券 (12歳以上)	5年旅券 (12歳未満)
印紙	14,000円	9,000円	4,000円
証紙	2,000円	2,000円	2,000円
合計	16,000円	11,000円	6,000円

〈 注意事項 〉

- ・海外で親族が事故に遭った等の理由により緊急に旅券が必要な場合は、大分県パスポートセンター(☎097-536-1786)にお問い合わせください。
- ・平成21年1月から中部振興局臼杵事務所では原則旅券の申請受付を行いませんので、ご了承ください。
なお、大分県パスポートセンターはこれまでどおり利用できます。

問い合わせ先/市民生活課 ☎82-4111 (内線113)